

**令和7年第1回七戸町議会定例会
会議録（第3号）**

令和7年3月11日（火） 午前10時02分 開議

○議事日程

- 日程第 1 報告第 1号 専決処分事項の報告について
(令和6年度七戸町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第 2 報告第 2号 専決処分事項の報告について
(令和6年度七戸町水道事業会計補正予算(第6号))
- 日程第 3 報告第 3号 専決処分事項の報告について
(令和6年度七戸町一般会計補正予算(第10号))
- 日程第 4 議案第17号 七戸町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第18号 七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第19号 七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第20号 七戸町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第21号 七戸町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第22号 七戸町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第23号 七戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第24号 七戸町こども医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第25号 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第26号 七戸町農産加工センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第27号 七戸町観光交流センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第28号 七戸町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第29号 七戸町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第30号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

に関する条例について

- 日程第18 議案第31号 野々上辺地に係る総合整備計画について
- 日程第19 議案第32号 七戸町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第20 議案第33号 工事請負変更契約の締結について
(旧天間館中学校校舎ほか解体工事)
- 日程第21 議案第1号 令和6年度七戸町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第22 議案第2号 令和6年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第23 議案第3号 令和6年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)
- 日程第24 議案第4号 令和6年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第25 議案第5号 令和6年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第26 議案第6号 令和6年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第27 議案第7号 令和6年度七戸町水道事業会計補正予算(第7号)
- 日程第28 議案第8号 令和6年度七戸町下水道事業会計補正予算(第5号)
- 日程第29 予算審査特別委員会報告
- 議案第9号 令和7年度七戸町一般会計予算
- 議案第10号 令和7年度七戸町国民健康保険特別会計予算
- 議案第11号 令和7年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第12号 令和7年度七戸町介護保険特別会計予算
- 議案第13号 令和7年度七戸町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第14号 令和7年度七戸町霊園事業特別会計予算
- 議案第15号 令和7年度七戸町水道事業会計予算
- 議案第16号 令和7年度七戸町下水道事業会計予算
- 日程第30 議案第34号 七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第31 請願第1号 中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書の採択を求める請願について
- 日程第32 発議第1号 七戸町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(16名)

議長	16番	附田俊仁君	副議長	15番	岡村茂雄君
	1番	藤井夏子君		2番	中野正章君
	3番	山本泰二君		4番	向中野幸八君
	5番	二ツ森英樹君		6番	小坂義貞君
	7番	澤田公勇君		8番	工藤章君
	9番	听清悦君		10番	佐々木寿夫君
	11番	瀬川左一君		12番	田嶋輝雄君
	13番	三上正二君		14番	田島政義君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	仁和圭昭君
総務課長	鳥谷部慎一郎君	支所長 (兼庶務課長)	金見勝弘君
企画調整課長	田中健一君	財政課長	附田敬吾君
税務課長	高田美由紀君	町民課長	高田博範君
保健福祉課長	西野勝夫君	介護高齢課長	三上義也君
こどもみらい課長	澤山晶男君	会計管理者 (兼会計課長)	中村陽一君
商工観光課長	佐々木和博君	農林課長	原子保幸君
建設課長補佐	太田幸司君	上下水道課長	町屋淳一君
教育長	附田道大君	学務課長	附田良亮君
国民スポーツ大会 推進室長	山田真太郎君	生涯学習課長 (兼中央公民館長・南公民館長・中央図書館長)	井上健君
世界遺産対策室長	鳥谷部伸一君	農業委員会会長	天間俊一君
農業委員会事務局長	田村教男君	代表監査委員	吉川正純君
監査委員事務局長	相馬和徳君	選挙管理委員会委員長	新館文夫君
選挙管理委員会事務局長	鳥谷部慎一郎君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	相馬和徳君	事務局次長	中村大樹君
------	-------	-------	-------

○会議録署名議員

13番	三上正二君	14番	田島政義君
-----	-------	-----	-------

○会議を傍聴した者（6名）

○会議の経過

- 議長（附田俊仁君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。
したがって、令和7年第1回七戸町議会定例会は成立いたしました。
議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより、3月5日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
-

○日程第1 報告第1号

- 議長（附田俊仁君） 日程第1 報告第1号専決処分事項の報告について（令和6年度七戸町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

○日程第2 報告第2号

- 議長（附田俊仁君） 日程第2 報告第2号専決処分事項の報告について（令和6年度七戸町水道事業会計補正予算（第6号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第2号は原案のとおり承認されました。

○日程第3 報告第3号

○議長(附田俊仁君) 日程第3 報告第3号専決処分事項の報告について(令和6年度七戸町一般会計補正予算(第10号))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第3号は原案のとおり承認されました。

○日程第4 議案第17号

○議長(附田俊仁君) 日程第4 議案第17号七戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第18号

○議長(附田俊仁君) 日程第5 議案第18号七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第19号

○議長(附田俊仁君) 日程第6 議案第19号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第20号

○議長(附田俊仁君) 日程第7 議案第20号七戸町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第21号

○議長(附田俊仁君) 日程第8 議案第21号七戸町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第22号

○議長（附田俊仁君） 日程第9 議案第22号七戸町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 七戸町の奨学金貸付条例の一部が改正されるということなのですが、この改正について説明していただけますか。

○議長（附田俊仁君） 学務課長。

○学務課長（附田良亮君） おはようございます。

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

奨学金の貸付けについては、月の初めに、入学準備金ということで、一時金として貸付けするものと、毎月定額で貸付けするものがあります。

まず、この一時金については、40万円が上限となっていました。昨今の物価上昇とインフレ等を考慮して、この50万円を60万円まで上限を引き上げたいということが一つです。

そしてもう一つは、毎月の貸付額、これは4万円でした。対象は大学、短大、そして専門学校、いわゆる専修学校でしたけれども、専修学校が対象になっていませんでした。今は、この専門学校、専修学校を対象から外す必要がないので、対象としたいということで、大学、短大、専門学校についても毎月の貸付けをするということになります。

毎月の貸付額については、月4万円が上限でしたけれども、大学、短大については4万円を5万円に、1万円引き上げる。専門学校、専修学校については、これまで対象外だったので、期間等も考慮して、月3万円の上限としたいということが主な改正となっております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 物価高騰の中で、大学生たちは生活が大変困っているわけですから、そういう中で、奨学金をこういうふうにするというのは大変よいと思います。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第23号

○議長(附田俊仁君) 日程第10 議案第23号七戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第24号

○議長(附田俊仁君) 日程第11 議案第24号七戸町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第25号

○議長(附田俊仁君) 日程第12 議案第25号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第26号

○議長(附田俊仁君) 日程第13 議案第26号七戸町農産物加工センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

13番。

○13番(三上正二君) これはこれとして、一番最初に加工センターを立ち上げたときの趣旨、目的というのはどうなっていましたか。

それと機械設備は、補助事業とか国の補助事業も入れたと思うのですけれども、そのときの制約というのはどうなっているか教えてください。

○議長(附田俊仁君) 農林課長。

○農林課長(原子保幸君) お答えいたします。

設立当時の条例に従って説明いたします。

まず、加工センターの業務、趣旨、農産物等の加工技術及び加工食品の研究・開発に関することとなってございます。

それと、設立当時の機器の取扱いにつきましては、営利目的以外にするという文言は残ってございます。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） この前の段階ですけれども、3の（2）団体（法人、営利等）が使用の場合は、別表1の金額の4倍とすると。（3）の規定で新たに提案されるのは、しちのへ農産物加工友の会の特別会員は、別表1の8倍にするのとあるのですけれども、そうすると、全てを止めるということではないのですけれども、そういう形は見直しすべきものではないですか、一番当初のことから比べれば。

○議長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

当初は、先ほど説明した内容でございましたが、事情が様々変わってきてございまして、農家の個々の所得もある程度この中に見てもいいのではないかと、要は加工品を多少なり、道の駅とか、そういう部分で販売するのは許可してもいいのではないかとという県の判断で、今の条例の部分がございまして、ただし、一般の農家の一部の農家は、金額の低い、極端に言えば100万円以下、50万円以下の農家が、年間、加工品を道の駅とかで販売すると、その部分はいいでしょうとした部分と。それ以外の何百万円も収入を得て、加工施設を使って販売するというのは、確かに、今後はどうかという部分で、今回の条例は、その部分で、8倍という金額で設定して条例に載せてございます。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） たしか全てのものは、あそこを使う場合には、あそこの加工センターが加工場所になっているはずで。となれば、それは町で運営している部分になりますので、仮にPL法とかの問題があったときは、訴える側はどこを訴えてもいいのです。一番訴えやすいところは役場になります。

これは、例えば道の駅で販売しているくらいであれば、町民の方々ですから、それはいいので。ただ、完全に営利目的という形ならば、そこまで、例えば県内全域とか県外でもやるという形になれば、それは一番最初の当初の目的であるし、また同じであっても、負担というのは、訴えられたときのことを考えるならば、これは見直すべきではないのでしょうか。ある程度、今まで何回も話ししてきたはずで。だからそれはやっぱりもうそろそろ方向性を出すべきではないですか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） おはようございます。

お答えいたします。

当初、電源三法交付金事業ということで、この明確な目的が非営利となっておりますが、そうこうしているうちに時が経って、やっぱり実態に合わない部分があるということで、営利目的での使用も可能ということになりましたが、しかれば、営利目的であっても、幾らまでが営利目的かということですが、恐らく変更した大きい理由は、ふるさと納税の返礼品というのがあります。これがそんなに大きい金額ではないのですけれども、もちろん大きい方もあります。相当大きい方もありますけれども、大部分は自家での加工品の返礼品対応ということで、営利目的での使用も可能ということになりました。

しからば、町で盛んに今まで言ってきたのは、6次産業化ということで、これを推奨してきましたけれども、それがおよそ幾らぐらいかという、金額にして350万円なので、上限が、一番。そこら辺が一番妥当な線かと思っていまして、それを超える部分での利用というのは、当初の研究・開発から大きく逸脱しているということで、これはやはりある程度制限を加えないと、しかも今言ったようなPL法も厳格に運用されておりまして、町の農産物加工センターなるラベル印刷もあります。何かあったときの町の責任というのも出てきますので、このあたり、恐らく一定の水準をつけて、それ以上は使ってはならないということで、でき得れば大きく、例えば1,000万円だ2,000万円だと、そういう大きい方は自前の加工工場を持っていただくという指導をしていかなければならないと考えています。

もちろん一気ににはできないと思いますので、激変緩和ということで自然に、町もできるだけの補助、あるいはまた補助事業、こういったものを探して、それに該当させるような対応をしていかなければならないと思いますし、極端な多額の営利目的の使用というのは禁止しなければならぬと思っています。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 一気にできないと。けれども一気にできないからということで何年もかかっているのです。そのうちとすれば、一気にできなければ、いつ頃を目安にいつやるといことになるのですか。一気にできないなら分かるのです。一気にできないので、今まで何年もかけて、こうしてできないだろうということで来たのです。6次産業化のこともありますし、町としても補助事業とかというのを紹介しながらやっているように聞きます。だけれども、それというのは、まだもうちょっとと言えれば際限がなくなるのではないですか。いつ頃を目安にということだけでも教えてもらえませんか。

○議長（附田俊仁君） 13番議員、今回は最後の質問ですので、よろしいですか。

町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

明確にいつまでというのは、ここでははっきりは申し上げられませんが、おおむね、今までもそういう協議をしてきたということでありますので、1年ぐらいを目途にと。それで利益を上げているということであれば、それだけの投資、あるいはまたそれだけの補助といったものもありますので、それは町のほうでしっかり、そういった補助を探しながら、

そういう指導をしていくということでもあります。1年と言いましたけれども、一つの目安として、早くやってもらおうというのをめどに、こういうことで進めていければいいと思います。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 2ページの一番下にありますが、しちのへ農産物加工友の会の特別会員が使用する場合とありますが、この特別会員という定義はどうなっているのか教えてください。

○議長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

この特別会員という部分につきましては、町では加工友の会という会がございます。使用に関しては、その加工友の会が主体となって、機器の操作なり運営等を行っているわけなのですが、この加工友の会に入っていないと使用できないような精密な機械等もございますので、その加工友の会が主体となってやっているということで、関係しているということでございます。

友の会の会員数でございますが、現在30名ぐらい……（「特別会員の定義」と呼ぶ者あり）特別会員の基準でございますが、どういうことかといいますと、おおむね年収400万円以上の売上げのある方ということに設定してございます。

というのが、国の農水省の6次産業総合調査に基づいて、年間350万円以上の加工品を販売している団体、個人がでございます。その比率なのですけれども、100万円以下の加工品を出している農家が50%、それ以上の金額の高い部分の加工品を出している方々が50%以上いるのですが、その方々はほとんど自社工場で加工品を作って販売しているという状況でございますので、町では、400万円を超える収入がある農家につきましては、特別会員で設定しております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 今の質問に関連いたしまして、この改正に当たり、利用者に、ある程度改正しますという情報と、内諾といいますか、その辺の状況を教えてください。これによって著しく利用者が減るとか、あるいは増えるとか、その辺も含めて、ある程度予想ですから、その前提で多分改正もなされるということだと思っておりますが、その辺はいかがですか。

○議長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） 今回の改定につきましては、一般の個人農家の部分で影響のある方はほとんどございません。この特別会員の方は、自分がそういうふうな状況だというのは分かっていると思われまますので、理解しているものところでは判断しております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第27号

○議長（附田俊仁君） 日程第14 議案第27号七戸町観光交流センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第28号

○議長（附田俊仁君） 日程第15 議案第28号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。
-

○日程第16 議案第29号

- 議長(附田俊仁君) 日程第16 議案第29号七戸町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。
-

○日程第17 議案第30号

- 議長(附田俊仁君) 日程第17 議案第30号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第31号

○議長(附田俊仁君) 日程第18 議案第31号野々上辺地に係る総合整備計画についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

8番議員。

○8番(工藤 章君) この件に関する事か、そうではないか迷っていたのですけれども、次に述べることは、どこで質問したらいいのか分からなかったので、今ここであえて述べさせていただきます。

辺地整備計画ですから、実は以前から七戸町荒屋地区に貯水槽があると聞いたのです。以前から防火用水に使用されていたと。数十年前から、当時の常備消防の方が一部を管理していたと。ところが、そのあたりからだんだんやらなくなったと、防火用水のための、ため池みたいなものがあるのですけれども、それが管理されなくなったと。それで地域の人が、近くの人が、あるいは土地改良区の役員の方たちが自前で、数十年にわたってその代わりをなしてきたようなお話を私にされまして、そろそろ自分たちも年を取って管理できなくなったと。何とかするべきなのか、それともこのままほったらかしにしているのかと、自分たちも分からないそうですので、何かの機会に聞いてくれないかという申出がありました。

町としては、貯水槽を、防火用水のため池の整備的な理解があるのか、なかったら、そのまま放置していいのだろうという認識でいるみたいなのですけれども、その辺の情報の分かる方はお知らせ願いたいと思います。

○議長(附田俊仁君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○議長(附田俊仁君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○日程第19 議案第32号

- 議長(附田俊仁君) 日程第19 議案第32号七戸町過疎地域持続的発展計画の変更
についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

2番議員。

- 2番(中野正章君) 3ページ目、真ん中辺から下の9教育の振興(3)のところ、
岨地区集会所長寿命化事業と、(仮称)倉岡地区コミュニティ消防センターとあります。こ
の長寿命化、この二つの簡単な中身を教えてください。

- 議長(附田俊仁君) 財政課長。

- 財政課長(附田敬吾君) お答えします。

まず1番目、岨地区集会所長寿命化事業ということで、内容は、岨地区の屋根の塗装工
事となります。ただ、過疎計画上、これから参考資料で年度別計画も、本来、別冊である
のですけれども、それには事業名を掲載することとし、詳細の内容の掲載とはなりません
ので、ちょっと分かりにくいところがあるかもしれません。屋根の塗装事業でやればいい
のですけれども、事業名が決まっているものですから、こういう掲載で分かりにくいこと
となります。

あと、(仮称)倉岡地区コミュニティセンターけれども、現在の倉岡地区の改善センター
が旧保育所を用途変更して今使っていますけれども、経過年数が50年以上たっていて、
老朽化が激しいということで、ここは新たに新築が必要ということで、併せて、この屯
所もかなり古くて、43年から45年ぐらいたっているということで、併せて、町として
は複合型で新築を進めているという二つの事業でございます。

- 議長(附田俊仁君) 2番議員。

- 2番(中野正章君) これに関して、昨年度あたりだったと思いますけれども、鶴見平

のコミュニティセンター、名称はちゃんと分かりませんが、そこは廃止になったというのがあったと思うのです。築50年たって老朽化も激しいということで。

各地区にある集会所なりが、おらほどうなるべという不安があると思うのです。築年数を見ると30数年とか、まだ50年はたっていないので、とりあえずは大丈夫かと思うところが大方だと思うのですが、倉岡地区はかなり古くなって、新しくするという、そこら辺の基本的な考え方を、どうなら廃止で、どうならそうではないとか、そこら辺を教えてください。基本的な考え方。

○議長（附田俊仁君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） 現在、財政課、私どもの基本的な考え方は、新たな箱物を作らなくてもいいのであればそれにこしたことはありません。とにかく近くに代替施設があるかどうか、倉岡地区に関しては、残念ながら町が管理している公共施設がないということで、改めてそこを新しくつくっていかなければならないと。

鶴児平に関しては、車で数分ですけれども、ローズカントリーの中山間活性化センターの部屋が空いていますというところで、何回か分館の代表の方々とお会いして説明して了解を得て、そちらのほうを集会所として活用して、かつ選挙もそちらのほうで投票を行っております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○日程第20 議案第33号

○議長（附田俊仁君） 日程第20 議案第33号工事請負変更契約の締結について(旧天間館中学校校舎外解体工事)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。
これより、本案について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○日程第21 議案第1号

○議長（附田俊仁君） 日程第21 議案第1号令和6年度七戸町一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

11ページから17ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、歳出に入ります。

18ページ、2款1項1目一般管理費から23ページ、2款5項2目指定統計費まで。
発言を許します。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 22ページです。2款の総務費、七戸町町長選挙費に関連いたしまして、間もなく町長選挙の告示が行われるわけですが、ここで候補者となり得る方に関して、立候補できない方というのは、どういう立場の方ができないのでしょうか。これに関して、私も認識がちょっと分からなくて、いろいろな著名の方にお聞きしても、見解が分かれるわけです。私、勉強のためにお聞きしたいと思って。どなたか分かる方がいたら教えていただきたい。

○議長（附田俊仁君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

選挙に係る立候補の制限と禁止等についての御質問であると思いますが、公職の候補者になるためには、公職選挙法に定められた立候補の資格要件を備えていればよいとされており、特定の公職にある者、すなわち公務員としての身分にある者につきましては、現職のまま公職になることを制限または禁止されております。

現職のまま立候補できない特定の公職にある者につきましては、一部になりますが、教

育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員という方々が挙げられます。

次に、立候補と同時にその職を失う公務員等につきましては、我々のような地方公共団体の職員、また、市町村議会の議会議員が市町村長選挙等に立候補する場合は挙げられません。

なお、土地改良区や農業協同組合の役職員につきましては、特定の公職にある者ではないと解されております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 6番議員。

○6番（小坂義貞君） これに直接載っていないのですが、実は、榎林こども園、3月いっぱい閉園するというので……。

○議長（附田俊仁君） 6番議員、ページになれば違う機会に発言をお願いします。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、23ページ、3款1項1目社会福祉総務費から27ページ、6款2項2目林道維持管理費までの発言を許します。

9番議員。

○9番（所 清悦君） 25ページ、4款1項1目18節負担金、補助及び交付金の中で、1億5,224万円、中部上北広域事業組合負担金(病院)とあります。町長の答弁にあったように、県内の自治体病院はどこも同じように赤字で厳しい経営になっているということは分かりました。

具体的なこととして新聞に載っていた記事で、黒石病院のことがありました。一般質問に病院のことで5人立ったそうなのですが、この中で、病院事業会計貸付金3億円によりということ記載があったので、これについて伺いたいのなのですが、この金額、1億5,000万幾らというのは、繰出金として出して終わりということではなくて、貸付けという形で出すことは可能なのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時51分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

6番議員。

○6番（小坂義貞君） 24ページ、2款の18節、子育てのための支援、管理ということで、先ほど言ったとおり榎林こども園が3月いっぱい閉園ということで、その後のことで地域の方はどういう活用をするか、町としての考えを持っているかお尋ねいたします。

○議長（附田俊仁君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） お答えします。

榎林こども園に関しては、令和6年度でこども園の業務を終了して、道ノ上のほうに統合するというので、結構老朽化が激しいということで、今後は、あそこに関しては、旧天間時代、公募によって民間移譲ということで、今の天寿園会のほうに無償で譲渡しております。建物に関しては、天寿園会のものになっております。土地に関しては、無償で貸付けということで、事業が終了次第、建物を解体して更地として町のほうに返還するというので、今、解体に向けていろいろと進めていましたので、そういった形で。次の用途どうのこうのということはありません。老朽化によって解体ということを進めていました。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、28ページ、7款1項1目商工総務費から32ページ、10款3項3目学校建設費まで。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、33ページ、10款4項1目社会教育総務費から37ページ、13款2項11目森林環境譲与税基金費まで。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 26ページです。6款の農業委員会費に関連しますので、実は前、農業委員会から、私の地目が山林の土地が現在農地として認められると、状況が畑だと。そこで、地目変更をしてくださいという指導的なものを受けたのですが、そのとき私もそうかと思って、いろいろ時期を見て変更しようかと思ったら、分筆して面積を確定してやらなければならないと。分筆すると測量等がかかるものですから、試算した結果、たかだか1反歩か2反歩の農地にするには数十万円かかるわけです。測量の手数料等が。これはいかがなものかと思って、その後、それに対する行動は起こしていないのですけれども、どうすればいいのですか、農業委員会の立場に立てば、あくまでも早くやってくれという状況になるのか、私のように、言い方は悪いけれども、放っておいてもいいのか。多分、統計上も面積を測ってきちっと形でやるのが理想的かと思うのですけれども、その辺の見通しについて。

もう一つは、私のケースの場合はまあるものなのか、その辺も含めてお知らせ願いたい。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時58分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○日程第22 議案第2号

○議長（附田俊仁君） 日程第22 議案第2号令和6年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○日程第23 議案第3号

○議長（附田俊仁君） 日程第23 議案第3号令和6年度七戸町後期高齢者医療特別会

計補正予算(第5号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○日程第24 議案第4号

○議長(附田俊仁君) 日程第24 議案第4号令和6年度七戸町介護保険特別会計補正(第5号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○日程第25 議案第5号

○議長(附田俊仁君) 日程第25 議案第5号令和6年度七戸町介護サービス事業特別

会計補正(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○日程第26 議案第6号

○議長(附田俊仁君) 日程第26 議案第6号令和6年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○日程第27 議案第7号

○議長(附田俊仁君) 日程第27 議案第7号令和6年度七戸町水道事業会計補正(第

7号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○日程第28 議案第8号

○議長(附田俊仁君) 日程第28 議案第8号令和6年度七戸町下水道事業会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

下水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○日程第29 議案第9号から議案第16号まで

○議長(附田俊仁君) 日程第29 議案第9号令和7年度七戸町一般会計予算から議案第16号令和7年度七戸町下水道事業会計予算までの予算案、8議案を一括議題とします。

本8議案については、去る3月4日の本会議において、予算審査特別委員会に審査、付託しておりましたが、予算審査特別委員会より審査の結果報告書が議長の下に提出されております。

予算審査特別委員長より、審査の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○**予算審査特別委員長（三上正二君）** 予算審査の御報告をいたします。

3月4日の本会議において、議長を除く全議員による予算審査特別委員会が設置され、付託されました。

議案第9号令和7年度七戸町一般会計予算から議案第16号令和7年度七戸町下水道事業会計予算までの8議案について、3月7日と10日の2日間にわたり、慎重審査の結果、お手元に配付いたしました予算審査特別委員会審査報告書のとおり、全議案、議案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、御報告いたしますが、議員各位におかれましては、全会一致で御賛同いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○**議長（附田俊仁君）** これで、予算審査特別委員長の報告を終わります。

初めに、議案第9号令和7年度七戸町一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑・討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（附田俊仁君）** 御異議がありませんので、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（附田俊仁君）** 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号令和7年度七戸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑・討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（附田俊仁君）** 御異議がありませんので、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号令和7年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑・討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議がありませんので、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号令和7年度七戸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑・討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議がありませんので、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号令和7年度七戸町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑・討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議がありませんので、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号令和7年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑・討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議がありませんので、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号令和7年度七戸町水道事業会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑・討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議がありませんので、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号令和7年度七戸町下水道事業会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑・討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議がありませんので、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第16号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

○議長(附田俊仁君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第30 議案第34号

○議長(附田俊仁君) 日程第30 議案第34号七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第34号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時11分

○議長(附田俊仁君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第31 請願第1号

○議長（附田俊仁君） 日程第31 請願第1号中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書の採択を求める請願書を議題といたします。

審査を付託しておりました議会運営委員会の委員長より報告を求めます。

委員長、演壇にてお願いいたします。

○議会運営委員長（田嶋輝雄君） 議会運営委員会より請願審査報告をさせていただきます。

当委員会に付託されました請願第1号中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書の採択を求める請願書の審査結果について御報告いたします。

当委員会では付託を受け、2月17日に委員会を開催し、その取扱いについて慎重な審議を行いました。

審査の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託となりました請願の審査結果について御報告いたしました。当委員会の決定どおり、議員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（附田俊仁君） 議会運営委員長の報告がありましたが、審査の結果につきましては、皆さんのお手元に配付している請願審査報告書のとおり、不採択すべきものであります。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑・討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これより、本件について採決いたします。

この請願は、起立によって採決します。

この請願の委員長報告は、不採択とするべきものであります。

この請願を不採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（附田俊仁君） 起立多数です。

したがって、請願第1号中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書の採択を求める請願書は、不採択とすることに決定いたしました。

○日程第32 発議第1号

○議長（附田俊仁君） 日程第32 発議第1号七戸町議会の個人情報の保護に関する条

例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、お手元に配付したとおりですので、提出者の説明、質疑・討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議がありませんので、本案について提出者の説明、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これより、本案について採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長(附田俊仁君) 以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和7年第1回七戸町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時16分

以上の会議録は、事務局長相馬和徳の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和7年3月11日

上北郡七戸町議会議長

議 員

議 員